

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の取組結果と令和4年度の取組内容

資料 1

検証報告書における提言

1 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性

- ① 区を単位とした相談支援体制のあり方について
- ② 各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
- ③ 子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
- ④ 子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
- ⑤ 保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針	取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部
① ア 子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行う。	○アセスメントをふまえリスクの段階に応じた必要な支援を継続的に実施する体制が整っている。	母子健康手帳交付の際にミドルリスク妊婦一人ひとりに対して支援プランを作成し、支援の入り口となる妊娠期から産後にかけて継続的な支援を行った。 また、困難な問題を抱えるケースについては、個別の状況に応じて地区担当保健師につなぐなど、リスクに応じた支援に取り組んだ。	支援の入り口となる妊娠期において、成育歴や個々の背景をふまえたアセスメントを行い、妊婦の不安や困りごとに寄り添うことで信頼関係が構築され、つながりのある継続的な支援ができた。	子育て世代包括支援センター内や子ども家庭総合支援拠点における多職種連携を図ると共に、妊娠期からの切れ目のない支援をさらに強化していくため、母子保健相談員の増員について検討を進めていく。	II	保) 保健所 区) 保健福祉部
	○関係部署・関係機関において、支援対象世帯が抱える課題と支援方針を共有することができ、支援開始後も世帯の状況の変化に合わせて支援方針の再検討を行いながら、切れ目のない支援を行うことができる体制が整っている。	各区の家庭児童相談室において、継続指導している支援対象世帯についても、支援方針と支援計画を策定することと整理し、記載すべき内容も含めて相談業務マニュアルに位置付けた。	支援方針と支援計画を策定することを明確にしたことで、組織としての共有化につなげることができた。	令和4年度から各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点を位置付けた。今後、既に位置付けられている「子育て世代包括支援センター」の機能と一体的な支援を展開するとともに、拠点としての機能を高め、支援方針を共有の上、組織的な連携強化や様々な角度から子どもたちを見守り支援することができるよう、子ども虐待防止に関わる複数の部署による多職種合同研修を実施する。	I	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
	○複合化・複雑化した福祉課題を抱える世帯等への支援について、モデル区での複合支援推進会議等の活用により、子育て分野との連携も含めた効果的な支援方針の検討につながっている。	関係3部共同での検討、庁内関係部署との調整、区・本庁関係職員によるワーキンググループでのケース抽出や業務マニュアルの検討等を行い、令和4年4月モデル区(北区・東区)に支援調整課を設置した。	引き続き、関係3部共同での検討、庁内関係部署との調整を継続することに加え、モデル事業を通じた効果検証等を行っていく。	モデル事業を通じた効果検証等により、事業拡大について検討するとともに、モデル以外の区の実態把握等にも取り組んでいく。	II	保) 総務部 保) 高齢保健福祉部 保) 障がい保健福祉部
② イ 家庭児童相談室を中核とした各区の要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進める。	○地域資源を活用しながら面的支援を行うことができる区と、重大・緊急案件に対して一時保護等の行政処分権限を有して対応する児童相談所が、それぞれの役割・強みについて理解し、役割を果たしながら支援を行う体制が整っている。	令和3年度から児童相談所に家庭支援課を設置し、各区に支援や助言を行う体制を構築した。	区へ訪問しての情報交換、区主催のケース会議への参加、区家庭児童相談室向けの研修など各区のニーズに応じた支援や、必要に応じ調査担当や相談係と区との調整を行える体制となった。 研修について、児童相談所と区の相互理解を深めるものや、区相互の繋がりを強化するもの、実務にすぐに活かせるものなどの実施について検討が必要。	令和4年度から家庭支援課の職員を増員し、これまで以上に、区のニーズを踏まえながら必要な支援や助言を行って実績を重ねることによって、児童相談所と区との相互理解を深め、児童相談所、区ともに対応力を高めていく。	II	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
		令和3年度から、児童虐待通告後の見守り体制を強化するため、児童相談所が虐待通告を受けて調査を行ったもののうち、一定のリスク要因が認められるものについては、各区家庭児童相談室へ対応を引き継ぎ、要対協進行管理ケースとして見守りを行う取組(モニタリング)を開始した。 また、区と児童相談所の各システムの情報共有を図るため、7月に「子育てデータ管理プラットフォーム」の稼働を開始した。	モニタリングの実施により、虐待のリスク要因がある世帯について、要対協の枠組みの中でリスク変化を早期に把握し、必要な支援策を講じることが可能となった。 さらに、子育てデータ管理プラットフォームの稼働により、各部署における相互の情報閲覧等が充実したことで、日常的にタイムリーな情報連携が可能となった。	要対協の事務局機能を担う家庭児童相談室に、令和4年度から、3区(中央区、北区及び豊平区)に一般職を1名ずつ、全区に会計年度職員(家庭児童相談員)を1名ずつ増員を図り体制を強化した。 また、モニタリングについて、令和4年度も前年度に引き続き継続して実施するとともに、令和3年度に実施した際の実情を踏まえ、今後改善を検討していく。	II	

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の取組結果と令和4年度の取組内容

資料 1

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針	取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部
③ ウ 子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底する。	○保護の実施機関として、「子どものいる世帯に対し適切な支援」を行う運営体制が確立されている。 ○生活支援担当において本事例を風化させることなく、各区の組織運営方針内容の確認と職員研修の実施により、子ども福祉分野における生活支援担当が果たすべき役割の重要性について認識している。	令和3年度から「子どものいる世帯に対する適切な支援」を本市生活支援業務の重点事項に位置付け、監査を実施している。監査では「生活状況は適切に把握しているか」「親や関係者等から養育状況に関する聴取が行われているか」「関係機関と必要な連携が行われているか」などを主な着眼点とした。	令和3年度の監査では「未就学児がいる若い母親の母子世帯で、世帯の状況の把握が停滞している事例」や「関係機関との連携が必要な世帯について、適切な援助方針を設定していない事例」が認められた。子どものいる世帯に対し適切な支援を実施するため、今後も監査により各区の支援内容を確認していく必要がある。	「子どものいる世帯に対する適切な支援」については、引き続き令和4年度も重点事項に位置付け、事項別監査の項目として監査を実施する。 また、令和4年度生活支援業務実施方針において、全ての区で子どものいる世帯に対する支援又は訪問調査活動を重点事項に掲げ、支援を実施することとしている。	III	保) 総務部 区) 保健福祉部
		管理職をはじめとした生活支援担当新任職員研修において、本庁の課長職及び部長職が講師となり、本事例の検証・評価報告書における情報共有や対応方針の検討のあり方、世帯の自立に対する視点等について解説を行った。	生活支援担当課が支援を行う関係機関の一員であることを自覚させることにつながっているものと考えられる。 生活支援担当課において本事例の教訓が風化することを防ぐため、今後も研修実施と研修内容の検討について継続して取り組んでいく必要がある。	令和4年度も、前年度同様に管理職をはじめとした生活支援担当新任職員研修を実施し、本事例の検証・評価報告書における情報共有や対応方針の検討のあり方、世帯の自立に対する視点等についての解説を行った。	III	
		児童相談所の職員を講師として、各区生活支援担当職員対象の児童虐待防止をテーマにした研修を実施（動画配信）した。	講師が生活支援担当経験者であったことから、児童虐待防止の基本的知識と関係機関の役割等について、生活支援担当にもわかりやすく説明されていた。	令和4年度も児童相談所職員を講師とする児童虐待防止をテーマとする研修を継続実施するとともに、新任生活支援担当者を対象に、本事例を題材として世帯における具体的なリスクを想定するグループワーク研修を新たに企画・実施する。	II	
④ エ 子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。	○子どもコーディネーター、学校、児童相談所、家庭児童相談室など子どもと関わる機関と地域の支援団体が連携し子どもの問題についての情報を共有しながら、様々な角度から子どもたちを見守り在宅で生活できるよう支援する体制ができている。	各区の生活支援担当課において、家庭児童相談室や母子保健担当の職員を講師として、事例の振り返りや児童虐待防止の着眼点、母子保健との連携をテーマにした研修を実施した。	コロナ禍における保健所への職員応援等の事情により、10区中3区で当該研修が開催できなかった。	令和4年度は、全区の生活支援担当課において、家庭児童相談室や母子保健担当の職員を講師として、事例の振り返りや児童虐待防止の着眼点、母子保健との連携をテーマにした研修について、現時点ですでに実施・実施を予定もしくは実施検討中である。	III	子) 子ども育成部 子) 児童相談所 教) 学校教育部
		令和3年4月から子どもコーディネーターをそれまでの5名から7名に増員、市内全地区に巡回対象を拡大し体制を強化した。その結果、児童相談所、家庭児童相談室、学校等各関係機関との連携案件が増加し、また、子ども食堂等の地域の子どもの支援拠点への巡回件数も増加しており、連携体制が強化された。	子どもコーディネーターの体制強化により、連携案件が増加しており、子どもコーディネーターが参加した要対協ケース会議数が増加傾向にあり、連携体制が整っていることは評価できると考える。	子どもコーディネーターが市内全域の児童会館、子ども食堂、若者支援施設等子どもに関する施設・団体を巡回し、必要に応じて学校、児童相談所、家庭児童相談室と連携し支援する体制を継続する。 生活支援が必要な世帯の子どもに関し、各区生活支援担当との連携を深めるため、子どもコーディネーターと各区生活支援担当の研修について検討する。	II	
		在宅支援の需要に応じたサービスの提供ができるよう、令和3年度から養育派遣事業の受託事業者を既存の1事業者から3事業者へ拡大した。	養育支援事業について、受託事業者が増加したことにより、今まで以上に柔軟にサービスを提供できるようになった。	養育支援事業について、引き続き受託事業者の拡大に向けて事業者と調整を進める。	II	

検証報告書における提言

1 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性

- ① 区を単位とした相談支援体制のあり方について
- ② 各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
- ③ 子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
- ④ 子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
- ⑤ 保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針		取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部
⑤	オ	保育施設における虐待事案への対応を強化する。	<p>児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版（保育所・幼稚園用）を居宅訪問型を含む認可外保育施設計320施設に送付した。また、24時間保育実施施設等の4か所に対し、顔の見える関係づくりのために訪問し、虐待防止に関する情報提供を行った。</p>	<p>児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を活用することにより、虐待事案への対応について理解を深めてもらうことに寄与したものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、24時間保育実施施設等への訪問は数か所のみであったため、全対象施設への訪問実施に向け、計画する必要がある。</p>	<p>認可外保育施設に対し、虐待が心配される世帯について児童相談所等に速やかな情報提供ができるように、具体的なポイントをまとめたパンフレットを配布するなど虐待防止の気付きを促す。また、24時間保育実施施設等への訪問を具体的に計画し、情報連携を図る。</p>	II	子) 子育て支援部 子) 児童相談所
			<p>認可外保育施設職員向けに、虐待に関する研修会を2回実施し、合計129施設の職員が虐待の現状や具体的な対応について学んだ。</p>	<p>虐待に関する研修会は基本的な事項の学びとなっているため継続して開催し、より深められる内容を盛り込むとともに、未参加施設に対して積極的な参加を促していく必要がある。</p>	<p>引き続き、児童相談所と連携して虐待防止に関する研修会を開催し、虐待防止に対する意識向上の強化を図るとともに、利用世帯について心配なことがあれば、区の家 庭児童相談室や児童相談所に連絡するよう意識付けを行う。</p>	III	

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の取組結果と令和4年度の取組内容

資料 1

検証報告書における提言

2 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性

- ① 日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
- ② 地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
- ③ 母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針		取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部
①	ア	保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図る。	○ケース支援における活動計画を的確に行い、各種マニュアルに基づいた日常業務の徹底が図られている。	保健師業務については、システムを活用したケースの進捗管理を行い、各種マニュアルに基づいて訪問・記録、組織での共有を行い、継続的な支援が必要なケースについては支援方針の組織的な検討を実施した。	ケースの進捗管理については、システムを活用することで組織的な管理が行えた。ケース支援については、マニュアルに基づいて組織での共有や支援方針の検討を行うことで、マネジメントの徹底につながっている。	III	保) 保健所 区) 保健福祉部
			○乳幼児健診の果たす役割について各自が重要性を認識し、カンファレンスを有効に活用し日常的な業務の徹底が図られている。	乳幼児健診に従事する全ての職員が、乳幼児健診の役割の重要性について再認識を行い、カンファレンスは全市統一の様式を活用することで健診の確実な実施に務めた。また、未受診や経過観察者等についてはマニュアルに定めた手順での管理を徹底した。	乳幼児健診については、従事する全ての職員が役割の重要性を再認識することで、気になる親子を見落とさない管理体制の強化を図ることができた。	引き続き、乳幼児健診の果たす役割について各自が重要性を認識し、健診やカンファレンスの実施に努めると共に、未受診や経過観察者等への支援についても、マニュアルに定めた手順の確実な実施によりフォロー体制の徹底を図る。	
②	イ	地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討する。	○各区の保健師が地域住民の健康課題を把握し、区の実情に応じた課題解決の取り組みを実践していくことができる。	若年代やメンタルヘルスの課題をもつ対象への支援強化を図るとともに、地域の見守りや対応力のレベルアップを目指し、地域の子育て支援者や困難を抱える若年女性の支援機関等と連携を行い、児童虐待発生予防・早期発見に向けた取り組みを実施した。	個別支援から見えてきた共通する課題に対応できるよう、効果的な指導媒体の作成やアプローチ方法の検討を行い、実践的で予防的な取り組みができた。 地域の子育て支援者や困難を抱える若年女性の支援機関等と連携し、個別支援の強化を図っていくことで、子育てを支える地域のネットワーク構築につながっている。	II	保) 保健所 区) 保健福祉部
③	ウ	母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化する。	○精神保健的なアプローチを要するケースについて、母子保健部門が精神保健部門と連携し支援の強化が図られている。	精神的な問題を抱える困難ケースの支援においては、精神保健福祉相談員と連携し、専門的な見地からの助言を得て支援を実施した。また、複雑な問題を抱えるケースにおいては、医療機関や多職種とのケース会議の開催により精神保健的な見立てをふまえた支援に取り組んだ。	母親の成育歴や困難な背景事情を加味した精神保健的な見立てをふまえ、対象理解を深めることで、効果的で継続的な支援につながっている。	II	保) 保健所 保) 障がい保健福祉部 区) 保健福祉部
			母子健康手帳交付を受けたが、妊娠が継続しなかった場合においてはグリーンケアとしての支援を実施した。	グリーンケア支援については対象の理解と実際の対応が十分とはいえないため、支援を充実させていく必要がある。	令和4年度から、心理相談員を新たに4名増員し、心理的側面での専門的な相談を要するケースの支援や来所が困難なケースのアウトリーチなどに柔軟に対応していく。	グリーンケアの支援を充実させるため、社会資源の活用や医療機関との連携を図っていく。	

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の取組結果と令和4年度の取組内容

資料1

検証報告書における提言

3 アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性

- ① 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
- ② 在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
- ③ 各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
- ④ 各職場で協働の文化を醸成する必要性
- ⑤ 支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針		取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部	
①	ア	要対協を有効に運用するための機能強化や運用方法の見直しを進める。	○要対協の各関係機関が、要対協の個別ケース検討会議を開催できることを理解しており、支援が必要な子どもや世帯がいる場合に、機動的に要対協を開催し、関係機関が当事者意識をもって支援に当たることができる。	令和3年度から業務マニュアルを改正し、区家庭児童相談室又は児童相談所が継続的に支援する家庭を要対協の対象とすることを明確化した。	マニュアルの徹底を図り、引き続き要対協の対象とすることから漏れない支援を実施していく。	III	子) 児童相談所 区) 保健福祉部	
②	イ	児童虐待調査や支援の過程における在宅支援アセスメントシートの活用の徹底を図る。	○在宅支援アセスメントシートを活用して児童虐待調査結果報告を行い、支援の過程で得た情報を随時在宅支援アセスメントシートに反映させ、組織で共有し、必要な支援に活用できている。	関係機関間での情報共有や今後の支援方針を検討するため、対象事例については、全件在宅支援アセスメントシートを活用することを徹底している。また、未受講者を対象に、在宅支援アセスメントシートの活用に係る研修を実施している。	虐待通告時や支援の過程で得た子どもや養育者などの状況の変化を在宅支援アセスメントシートに反映させ、報告による共有と組織的な検討を行うことができている。また、判定に必要な情報については、報告の際に指摘、修正を行うことで、全体の統一を図っている。	III	子) 児童相談所 区) 保健福祉部	
③	ウ	各職場単位での組織マネジメントの徹底を図る。	○情報共有を徹底し組織として統一した方針による支援を実施している。	システムを活用したケースの進捗管理を行うとともに各種マニュアルに基づいて訪問・記録、組織での共有を行い、継続的な支援が必要なケースについて支援方針の組織的な検討を実施した。	ケースの進捗管理については、適時システムを活用し組織的な管理が行えた。ケース支援については、組織での情報共有や支援方針の検討によりマネジメントの徹底につながっている。	III	保) 保健所 区) 保健福祉部	
			○各所属において業務・部下のマネジメントが適切になされている。	自己申告の実施やサービスに関する通知を发出する際に、「管理監督者の心得」を参照するよう案内し、管理監督者が果たすべき役割の周知徹底を図った。また、新任役職者向けの研修においても、「管理監督者の心得」を活用するなど、マネジメントに関する内容を含めたものとしている。新たに係長職に昇任した職員に対しては、冊子形式でも配布した。	部下職員のマネジメントの基本について周知徹底を図ることにより、各職場におけるマネジメントが着実に遂行される一助となった。また、上位の職位への昇任という機会をとらえ、管理監督者としての意識付けを行うことができた。	令和4年度についても、研修、通知、「管理監督者の心得」の配布など、あらゆる機会をとらえ、マネジメントの基本の定着を図ることに加え、管理職の更なるマネジメント力向上策について検討していく。	III	総) 職員部
			○役職者向けの研修を通して、組織マネジメント能力の向上が図られている。	令和2年度以降、役職者向けの研修において、管理監督者の基本的な心構えをまとめた「管理監督者の心得」も活用し、協働の視点の欠如により問題が発生した事例に基づき対応策を検討するカリキュラムを実施している。	「管理監督者の心得」を実践するためのチェックシートや具体的事例を通して、組織マネジメントや協働意識について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。	引き続き、「管理監督者の心得」を実践するためのチェックシートや具体的事例を通して、組織マネジメントや協働意識について学ぶ研修を実施する。	III	総) 自治研修センター

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の取組結果と令和4年度の取組内容

資料 1

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの新なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針	取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部
④ 工 各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する。	○保護の実施機関として、「子どものいる世帯に対し適切な支援」を行う運営体制が確立されている。 ○生活支援担当において本事例を風化させることなく、各区の組織運営方針内容の確認と職員研修の実施により、子ども福祉分野における生活支援担当が果たすべき役割の重要性について認識している。	令和3年度から「子どものいる世帯に対する適切な支援」を本市生活支援業務の重点事項に位置付け、監査を実施している。監査では「生活状況は適切に把握しているか」「親や関係者等から養育状況に関する聴取が行われているか」「関係機関と必要な連携が行われているか」などを主な着眼点とした。【再掲】 管理職対象の生活支援担当新任職員研修において、本庁の部長職が講師となり、本事例の検証・評価報告書における情報共有や対応方針の検討のあり方、世帯の自立に対する視点等について解説を行った。	令和3年度の監査では「未就学児がいる若い母親の母子世帯で、世帯の状況の把握が停滞している事例」や「関係機関との連携が必要な世帯について、適切な援助方針を設定していない事例」が認められた。子どものいる世帯に対し適切な支援を実施するため、今後も監査により各区の支援内容を確認していく必要がある。【再掲】 本庁部長職からの説明により、生活支援担当課が支援を行う関係機関の一員であること及び組織の長としての責任の自覚につながっているものと考えられる。生活支援担当課において本事例の教訓が風化することを防ぐため、今後も研修実施と研修内容の検討について継続して取り組んでいく必要がある。	「子どものいる世帯に対する適切な支援」については、引き続き令和4年度も重点事項に位置付け、事項別監査の項目として監査を実施する。 また、令和4年度生活支援業務実施方針において、全ての区で子どものいる世帯に対する支援又は訪問調査活動を重点事項に掲げ、支援を実施することとしている。【再掲】 令和4年度も、前年度同様に管理職をはじめとした生活支援担当新任職員研修を実施し、本事例の検証・評価報告書における情報共有や対応方針の検討のあり方、世帯の自立に対する視点等についての解説を行った。【再掲】	III III	保) 総務部 区) 保健福祉部
	○効果的な支援が実践できるよう情報や支援方針の共有を図り協働体制を構築している。	組織内、組織間での密な情報交換やアセスメントの共有、ケース会議の実施により、各々の役割分担をふまえたケース支援に取り組んだ。	組織内・組織間でのアセスメントと支援方針の共有を行うことで、共通の目的や協働の視点をもち業務に取り組むことができた。	関係部署・関係機関との連携を密にし情報や支援方針の共有を図るとともに、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を実施していく。	III	保) 保健所 区) 保健福祉部
	○各職場において、管理職を中心に業務・部下のマネジメントが適切になされ、その結果、各職員が協働で事案に当たる意識が醸成された状態となっている。	自己申告の実施やサービスに関する通知を发出する際に、「管理監督者の心得」を参照するよう案内し、管理監督者が果たすべき役割の周知徹底を図った。また、新任役職者向けの研修においても、「管理監督者の心得」を活用するなど、マネジメントに関する内容を含めたものとしている。新たに係長職に昇任した職員に対しては、冊子形式でも配布した。【再掲】	部下職員のマネジメントの基本について周知徹底を図ることにより、各職場におけるマネジメントが着実に遂行される一助となった。また、上位の職位への昇任という時機をとらえ、管理監督者としての意識付けを行うことができた。【再掲】	令和4年度についても、研修、通知、「管理監督者の心得」の配布など、あらゆる機会をとらえ、マネジメントの基本の定着を図ることに加え、管理職の更なるマネジメント力向上策について検討していく。【再掲】	III	総) 職員部
	○全ての職員が協働の視点をもって業務に取り組むための意識の共有を図る。	令和2年度以降、職位別研修において、市長や自治研修センター所長から講話を行い、本市職員として必要な心構え、職位に応じた役割、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性について、意識付けを行っている。	市長の講話を行うことにより、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性等について、強く意識付けを行うことができた。	引き続き、市長の講話を行うことにより、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性等について、強く意識付けを行う。	III	
	○役職者向けの研修等を通して、関係部署間の連携など協働の意識向上を図る。	役職者向けの研修において、管理監督者の基本的な心構えをまとめた「管理監督者の心得」を活用するとともに、協働の視点の欠如により問題が発生した事例の紹介とその対応策を検討するカリキュラムを実施している。【再掲】	「管理監督者の心得」を実践するためのチェックシートや具体的事例を通して、組織マネジメントや協働意識について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。【再掲】	引き続き、「管理監督者の心得」を実践するためのチェックシートや具体的事例を通して、組織マネジメントや協働意識について学ぶ研修を実施する。【再掲】	III	総) 自治研修センター
	○協働の推進に向けた職員間の情報共有ツールが導入され、有効に活用される。	ICTツール活用による庁内の情報共有の在り方などについて検討を行った。	協働の文化の醸成について、ICTツール活用などの新たな手法について検討に着手できた点は意義のあることと捉えている。	令和4年度末に導入するビジネスチャットを利用した会議運営を検討していく等、情報共有ツールの活用により、協働の取組が更に促進されるよう、技術面の課題整理や運用方法について検討していく。	II	総) 改革推進室

提言 3

検証報告書における提言

3 アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性

- ① 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
- ② 在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
- ③ 各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
- ④ 各職場で協働の文化を醸成する必要性
- ⑤ 支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針	取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部
⑤ オ 切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。	○職位別研修を通して、進行管理の重要性について、意識の向上を図る。	令和2年度以降、新採用職員研修や役職者向けの研修において、進行管理の重要性を認識するため、役割に応じたPDCAサイクルについて学ぶカリキュラムを実施している。	それぞれの職位に応じて、進行管理の重要性や、仕事を管理する上で役職者に求められる役割について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。	引き続き、それぞれの職位に応じて、進行管理の重要性や、仕事を管理する上で役職者に求められる役割について学ぶ研修を実施する。	III	総) 自治研修センター
	○ニーズやリスクの変化を見逃さず状況に応じた支援や組織としての適切な進行管理ができる。	特定妊婦の支援を終結する際は終結会議を行い、組織で支援過程を共有し方針を明らかにした。また、困難を抱える若年女性の支援機関や地域の関係機関とケース会議や連絡調整により連携を図った。	特定妊婦の支援を終結する際は、世帯の背景と現状のリスク変化をふまえたアセスメントを行い、組織的な判断により方針を明らかにすることができた。また、困難を抱える若年女性の支援機関や地域の関係機関との連携により、地域のネットワーク構築につながっている。	特定妊婦の支援については、ニーズ・リスクの変化を踏まえたアセスメントと組織的な支援方針の検討について継続して実施するとともに、関係機関との連携を図り、支援ニーズに応じた切れ目のない支援を実施していく。	III	保) 保健所 区) 保健福祉部
	○切れ目のない支援を行うための基本的ルールを策定するとともに、各区に対する監査等を通じ、その内容の実践を確保する。	本庁部局から各区に対して、支援世帯の転居時には速やかな移管を行うこと、虐待の疑いなどで他機関と連携していた世帯の支援終了時には、関係する連絡先に必ず情報提供することについて、前年度に引き続き指導を継続している。	マンネリ化を防ぎ、実効性を継続的に確保するための取組が求められる。	他機関と連携した支援を実施している世帯の転居時と支援終了時における、関係機関への情報提供について、前年度に引き続き本庁から各区に対する指導を継続するとともに、 <u>全市統一的な取扱いとなるよう、新たにルールを策定し、各区に通知した。</u>	II	保) 総務部 区) 保健福祉部
	○支援を要する世帯におけるリスクが高まる状況（交際相手の出現、転居など）を理解し、実際にリスクが高まる状況が生じた際に、情報共有、再アセスメントや支援方針の見直しを行い、切れ目のない支援を行うことができる体制が整っている。	虐待等により一時保護や措置を行った児童を家庭引き取りとする場合、地域の関係機関との個別ケース検討会議を開催し、関係機関との間での課題や方針を共有し、役割分担や各々の責任の所在を明確にするよう努めている。	個別ケース検討会議の開催、取扱事例数は、令和2年度から高止まりしており、関係機関の連携を密にし、家庭生活の支援ネットワークを築くために、課題や支援方針の共有を図ることができた。	支援を要する世帯の転入や転居時の対応について、 <u>区間や他自治体との間で転居した場合に、どのような情報を引継ぎ、支援方針をどの段階で決定するのか等の整理を行う。</u>	I	子) 児童相談所 区) 保健福祉部

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の取組結果と令和4年度の取組内容

資料 1

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針	取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部
① ア 介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図る。	○調査担当の職員体制を強化することで、虐待が疑われる案件への迅速な介入、適切なリスクアセスメントを行うことができる。 ○虐待案件の特徴に応じて、医師職や弁護士等の職員が専門的な見地から見立てを行うことができる。また、専門職がその専門性を生かすことができる体制が整っている。	令和2年度から調査担当の係長職は直接地区を持たない体制とし、係長職による業務管理機能を高めていたが、令和3年度はさらに、警察派遣職員の係長職について、一般的な管理業務とは切り離し、より専門性を生かせる体制とした。	警察派遣職員が、その専門性を生かし、重篤な虐待案件に特化して対応できる体制となった。今後は教員、保健師等の専門職についても、より専門性を生かすことができる体制について検討する必要がある。	令和4年度から、教員の係長職についても、一般的な管理業務とは切り離し、学校関係の専門的な業務に特化して対応する体制とした。 引き続き、各職員の専門性を生かすことができる体制について検討を行っていく。	II	子) 児童相談所
		令和3年7月から、特定任期付職員として児童相談所に常勤弁護士（法務担当課長）を配置し、児童福祉司等と連携して支援に当たっている。	常勤弁護士の知見やOJTにより、児童福祉司等の法的専門性が向上した点がよかった。任期満了後、あるいは2所体制に適応した配置方法等を検討する必要がある。	介入・支援場面の同行（同席）等を増やして法的対応事例を蓄積・共有することで、引き続き職員の専門性向上や法的対応体制の整備を図る。	III	
② イ 児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図る。	○児童相談所と警察との協議や研修等を企画し、相互理解を深めることで役割分担を明確化し、良好な関係を構築している。 ○適切なリスクアセスメントによる組織的対応と警察派遣職員の介入による助言、指導が徹底されている。	児童相談所と警察との連絡協議会を開催し、業務の問題点や改善点を抽出し、組織的に共有し、検証することで業務改善及び体制強化を図った。	定期的な協議会や合同研修等を開催し、スキルアップを図り、相互理解とより強固な連携を図っていく必要がある。	実務者協議や合同研修等により、連携すべきケース、情報共有の方法やタイミング等について相互理解を深め、連携を強化する。 警察からの児童虐待通告書等の受理の電子化に向けた取組を進める。	III	子) 児童相談所
③ ウ 休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化する。	○休日・夜間時の通告について、48時間以内の児童の安全確認、リスクに応じた迅速な対応を行うことができる。	令和3年12月から休日夜間児童虐待対応支援員の定数を7名から8名に増員した。 令和4年度から、緊急対応担当の係長職1名、一般職2名を増員。休日のシフト勤務に加え、新たに平日夜間のシフト勤務を開始し、正規職員による休日・夜間の虐待対応の体制を強化した。	休日夜間児童虐待対応支援員の増員により、休日夜間の虐待対応の体制が強化されるが、8名の定員に満たない状態であるため、引き続き任用を進める必要がある。	休日夜間児童虐待対応支援員の任用を進め、令和4年6月から8名体制となる予定。 引き続き、職員の人材育成を進め、緊急対応体制の強化を図っていく。	II	子) 児童相談所
④ エ 児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築する。	○地域資源を活用しながら面的支援を行うことができる区と、重大・緊急案件に対して一時保護等の行政処分権限を有して対応する児童相談所が、それぞれの役割・強みについて理解し、役割を果たしながら支援を行う体制が整っている。 【再掲】	令和3年度から児童相談所に家庭支援課を設置し、各区に支援や助言を行う体制を強化した。【再掲】	区へ訪問しての情報交換、区主催のケース会議への参加、区家庭児童相談室向けの研修など各区のニーズに応じた支援や、必要に応じ調査担当や相談係と区との調整を行える体制となった。 研修について、児童相談所と区の相互理解を深めるものや、区相互の繋がりを強化するもの、実務にすぐに活かせるものなどの実施について検討が必要。【再掲】	令和4年度から家庭支援課の職員を増員し、これまで以上に、区のニーズを踏まえながら必要な支援や助言を行って実績を重ねることによって、児童相談所と区との相互理解を深め、児童相談所、区ともに対応力を高めていく。【再掲】	II	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
		令和3年度から、児童虐待通告後の見守り体制を強化するため、児童相談所が虐待通告を受けて調査を行ったものうち、一定のリスク要因が認められるものについては、各区家庭児童相談室へ対応を引き継ぎ、要対協進行管理ケースとして見守りを行う取組（モニタリング）を開始した。 【再掲】	モニタリングの実施により、虐待のリスク要因がある世帯について、要対協の枠組みの中でリスク変化を早期に把握し、必要な支援策を講じることが可能となった。 【再掲】	令和4年度も、前年度に引き続きモニタリングを実施するとともに、令和3年度に実施した際の実情を踏まえ、改善を検討していく。【再掲】	II	

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の取組結果と令和4年度の取組内容

資料1

検証報告書における提言	
5	専門的力を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針	取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部
① ア 区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行う。	○法改正の動向や2か所目の児童相談所設置を見据えて、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置している。	令和3年4月に、児童相談所の児童福祉司5名を増員、令和4年4月には児童福祉司15名を増員し、虐待等の複雑な相談に対する支援体制の更なる強化を行った。 また、有資格者を安定的に確保するため、令和3年度の職員採用試験から新たに社会人経験者の部に「一般事務（福祉コース）」の試験区分を追加し、職員を3名採用した。	試験区分に社会人経験者の部を追加したことで、即戦力として期待できる経験を持った職員を採用できた点はよかった。	国基準を満たすよう専門職員を計画的に配置するとともに、第二児童相談所開設（令和7年度中予定）に向け、2所体制に適した機構や職員配置について協議する。	III	総) 職員部 子) 子ども育成部 子) 児童相談所
	○子ども虐待防止に取り組む専門集団が形成されており、困難を抱える子どもや世帯を適切に支援できる体制が整っている。	令和3年7月から、特定任期付職員として児童相談所に常勤弁護士（法務担当課長）を配置し、児童福祉司等と連携して支援に当たっている。【再掲】	常勤弁護士の知見やOJTにより、児童福祉司等の法的専門性が向上した点がよかった。任期満了後、あるいは2所体制に適応した配置方法等を検討する必要がある。【再掲】	介入・支援場面の同行（同席）等を増やして法的対応事例を蓄積・共有することで、引き続き職員の専門性向上や法的対応体制の整備を図る。【再掲】	III	
				専門職員養成及び育成体系（育成ビジョン）策定に向けて、関係部局と外部専門家で構成される常設委員会を設置し、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員が広く共有する指針や必要とされる専門性等のあり方について検討する。	I	
② イ 地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図る。	○人材育成のあり方を検討するワーキング等において、札幌市の保健師活動や人材育成の現状と課題を整理し、今後の保健師の育成の方向性が明確になっている。	令和3年9月に係長職保健師による「今後の保健師活動と人材育成のあり方ワーキング」を立ち上げ、4回実施した。この中で「札幌市が目指す保健師像」と「強化すべき保健師活動」を明らかにし、実現のために必要な保健師としての基本姿勢や保健師として獲得すべき能力についてまとめた。	ワーキングを実施し、今後の保健師の育成の方向性を明確にできた点はよかった。「札幌市が目指す保健師像」や「強化すべき保健師活動」を具現化するための方策を引き続き検討する必要がある。	「今後の保健師活動と人材育成のあり方ワーキング」を継続実施し、保健師の人材育成を効果的に進めていくためのマニュアルの改訂、個別性を重視した育成に向けたキャリアパス等の作成計画を検討する。この計画に基づき、令和4年度内に具体的な作成作業に着手する。 また、令和4年度は部課長職保健師のワーキングも立ち上げ、目指すべき保健師活動を推進するための体制のあり方、効果的な人材育成のためのジョブローテーションや人員配置等を検討する。	II	保) 保健所 区) 保健福祉部
	○職員の経験蓄積ができるような配置とともに、行政需要やキャリアプランを考慮した人事異動を継続して実施する。	各職場の体制強化や職員の人材育成について考慮しつつ、職員の希望、適性、職場の意向等を踏まえて、人事異動を実施した。	各職場の体制強化や職員の人材育成等について考慮した人事異動を継続すべき。	引き続き、各職場の体制強化や職員の人材育成について考慮しつつ、職員の希望、適性、職場の意向等を踏まえた人事異動を実施する。	III	
③ ウ 組織の中心的な役割を果たす中堅職員の育成を図る。	○社会的養育環境の急速な変化や関係法令の改正等に迅速かつ適切に対応できる中堅職員・スーパーバイザーを育成・配置できる育成方針等が構築されている。	児童相談所における処遇向上等を目的として、国ガイドラインに示されている評価項目について、職員（個人）による自己点検を実施し、児童相談業務のあり方や理念、職員に求められる知識等について認識の共有を図った。	点検を通じて業務知識や専門性獲得に対する動機付けが一定程度なされた点はよかったが、児童相談所や区の福祉分野を担う中堅職員・スーパーバイザーの育成には至っていないため、改善を要する。	自己点検を基に外部機関による第三者評価を実施し評価結果を踏まえるとともに、令和元年死亡事例に係る外部評価報告書の提言を育成ビジョン等に反映させるなかで、中堅職員やスーパーバイザーの育成のあり方についても検討を進める。 庁内外の研修やOJT等の効果的なあり方を検討する。	II	総) 職員部 子) 児童相談所
	○職位別研修を通して、組織の中心的役割を担う職員への成長を促し、職員の育成が図られている。	令和2年度以降、採用年次に応じた職位別研修において、組織の中心的役割を担う職員に必要とされる、後輩育成に必要なリーダーシップ、チーム力向上などを再認識するカリキュラムを実施している。	採用7年目職員を対象として、事例診断などを通して後輩育成に必要なリーダーシップやチーム力向上等について学ぶ、効果的な研修を実施できた。	引き続き、採用7年目職員を対象として、事例診断などを通して後輩育成に必要なリーダーシップやチーム力向上等について学ぶ研修を実施する。	III	

提言5

検証報告書における提言

5 専門的力を持つ職員を育成する体制の構築

- ① 児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
- ② 保健師の人材育成のあり方
- ③ 中堅職員の育成
- ④ 職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針		取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部	
④	工	実施手法の工夫や効果測定により、職員研修の実質的な機能の強化を図る。	○採用年次や職位に応じた研修の中で、自治体職員として基本となる価値観の再認識を図っていく。	令和2年度以降、職位別研修において、市長や自治研修センター所長から講話を行い、本市職員として必要な心構え、職位に応じた役割、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性について、意識付けを行っている。【再掲】	市長の講話を行うことにより、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性等について、強く意識付けを行うことができた。【再掲】	III	総) 自治研修センター	
			○保健師個々のキャリアレベルに応じた効果的な人材育成を推進するための研修体系を作成し、専門的力を持つ保健師を育成する研修体制が整っている。	「新任期」「中堅期」「管理期」の各期層で「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」の理解、実践能力の向上のための研修を、看護系大学教授を講師に招いて実施した。 また、この研修の受講者を対象に、キャリアラダーを活用した自己評価アンケートを実施し、能力獲得状況を把握した。 さらに、係長、一般職保健師を対象としたアンケートを実施し、今後の保健師活動や人材育成体制に関する意見や職務満足度、能力獲得状況について把握した。	階層別研修を通じて、各期で求められる能力とその獲得方法について理解を深めることができた。 また、アンケート調査により、現状の保健活動や人材育成の課題やニーズを明らかにできたのはよかった。 明らかになった課題やニーズを踏まえ、キャリアレベルに応じた研修体系と体制を人材育成ガイドラインや、キャリアパスに組み込む必要がある。	「今後の保健師活動と人材育成のあり方ワーキング」を継続実施し、保健師の人材育成を体系的に進めていくためのガイドラインや保健師の個別性を重視した効果的な育成に向けたキャリアパス等の作成計画を検討する。この計画に基づき、令和4年度内に具体的な作成作業に着手する。【再掲】 また、個々のキャリアレベルに応じ、育成すべき能力、求められる能力を効果的に獲得できるための研修体系について検討する。	II	保) 保健所 区) 保健福祉部
			○子ども虐待防止には専門性が必要であると職員一人一人が自覚した上で、育成体系(育成ビジョン)に基づく体系的な研修により、市全体の専門性の底上げや協働文化の醸成がなされている。	児童相談所職員の人材育成・研修実施方針に基づいて専門研修を実施した。 また、令和元年度の当該事例を含む過去4件の事例をあらためて確認し、再発防止に関する取組を推進するため、児童相談所内研修を実施した。	研修を通じて専門的知識や技術の習得を図った点はよかったが、「事例発生時と現状を比較して、今ならどのように対応すべきか」といったグループワーク(シミュレーション)を行うなど、研修の効果を高める必要がある。	育成ビジョン等を踏まえて、児童相談所職員の人材育成・研修実施方針改定のほか、職員個人の年間育成計画のあり方や、多職種合同研修なども検討する。	I	子) 児童相談所

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の取組結果と令和4年度の取組内容

資料 1

検証報告書における提言

6 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性

- ① 思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
- ② 高等学校との連携・支援体制の必要性
- ③ 児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針		取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部	
①	ア	10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築する。	○関係部局は、暴力や性的搾取被害などの困難を抱え、居場所がないと感じている思春期・若年期の女性がいる、という共通認識を持っている。	令和3年8月から「困難を抱える若年女性支援事業LiNK」を開始し、アウトリーチ型支援、一時的な宿泊場所の提供、自立支援を行う事業を実施した。実人員74名から相談を受け、8名に宿泊場所提供し、そのうち3名の方を自立に向けた支援につなげた。 また、支援技術を学ぶため、東京都において若年女性を対象とした支援に当たる民間団体に来札してもらい、実地で支援方法を学んだ。	新たな支援事業を開始して、NPO団体等と連携し、若年女性支援に着手できた点は良かった。 一方、支援の対象となり得る方への周知や、行政間の連携、支援を開始した後に活用できる社会資源が不足していることに課題があるため、改善を要する。	II	子) 子ども育成部	
			○児童福祉法、母子保健法、配偶者暴力防止法等の法律には該当しない支援対象者の方へは、組織の枠を超えて、協働で支援に当たる体制が整っている。	○高等学校との連携や、既存施設の有効活用も含めた居場所の拡充などにより、切れ目のない支援体制が整っている。				
②	イ	高等学校との連携による支援体制を構築する。	○各学校、関係機関が、スクールソーシャルワーカーの役割について理解し、効果的な連携を図っている。	市立高等学校に、スクールソーシャルワーカー活用に係るガイドブックを提供するほか、各区家庭児童相談室にスクールソーシャルワーカー活用事業についての周知を行うことで、事業への理解が進み、円滑な連携が図られた。	人事異動を踏まえ、年度当初に関係機関へのスクールソーシャルワーカー活用事業の周知を行い、連携体制を維持することができた。 より充実した支援を行うことができるよう、スクールソーシャルワーカーの体制強化に向けて検討を進める必要がある。	II	子) 子ども育成部 教) 学校教育部	
			○若者支援総合センターは、学校と連携し、進路未定者や生活面で悩みを抱える若者に対して必要な支援を行うとともに、高等学校をはじめとした学校との連携が強化され、切れ目のない支援体制が整っている。	中学校卒業生等に対する進路支援事業において、市内中学校や高等学校への訪問や個別の支援ケース毎のつながりを積み重ねることにより、学校との連携が強化された(96校訪問、80人を支援)。	令和3年度においては、コロナ禍の長期化による制限のなか、オンラインを活用して各事業を展開してきたため、両面で活動できるメリットがあった。 今後も、オンラインの取組をさらに拡充するとともに、学校と連携して若者のニーズに応えた事業を展開していく必要がある。			学校では、担任や養護教諭、スクールカウンセラーを含め、日ごろから組織として子どもの困りを把握していることから、不登校や休学状態にある生徒が支援により自信を取り戻し、高校中退を未然に防止することができるよう、学校と連携し、支援ニーズの掘り起こしに取り組む。
			○若者支援総合センターで実施している家庭生活体験事業は、学校や地域団体等の支援機関とも連携し、延べ466人の子ども・若者の利用につながった。	定時制高校における校内居場所づくり事業や学校内ユースワーク事業により、進路相談や生活面等の幅広い相談に応じ、支援につなげることができた(55回実施、高校生1170人参加)。	若者支援総合センターと学校が連携し、困難を抱える若者のサテライトな相談窓口の役割を担うことができた。			引き続き、学校との連携を深めるとともに、学校へのアウトリーチ型支援(学校内ユースワーク事業等)をさらに充実させるための検討を進める。
			若者の社会的自立促進事業において、学力格差の解消及び高校中退者等の進学就労に資するよう、高卒程度の学力の習得に向けた学習支援を学校と連携して実施し、高認試験合格につながった(学習相談266件、学習支援42名、高卒資格取得9名)。	学校との連携により、学校からの紹介による支援開始の件数が増加した点は良かった。(H30年度2件→R3年度9件) 一方で、高認試験または高等学校の合格率は86%で目標の90%に届かなかった。	引き続き、高校中退者等に対する学習支援を行うことにより、教育格差を要因とした経済格差の解消に向けた取組を進める。			

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の取組結果と令和4年度の取組内容

資料 1

検証報告書における提言

6 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性

- ① 思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
- ② 高等学校との連携・支援体制の必要性
- ③ 児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
 到達目標を踏まえた令和4年度以降の取組の方向性
 I：新たな取組を実施していく項目
 II：現在の取組を拡充していく項目
 III：現在の取組を継続する項目

取組方針		取組の到達目標	令和3年度の取組とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の取組	取組区分	担当部
③	ウ	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制を構築する。	<p>札幌市配偶者暴力相談センターで把握した児童虐待関連情報について、事案発生時に児童相談所へ提供している。</p> <p>DV被害相談担当部局で実施しているデートDV防止講座に児童相談所職員が参加している。</p> <p>児童相談所とDV被害相談担当部局において、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」や、11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、共同でデジタルサイネージ等を活用した広報を実施した。</p> <p>DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対する心理ケアの実施方法について、児童相談所において対応すべき業務の具体的な検討を行ってきた。</p>	<p>面前DV等で不安定になった児童について、特に緊急度が高いものについても児童相談所と連携が取れている。</p> <p>研修等に参加した児相や区職員等が、DVに対する正しい理解、DVを未然に防ぐための共通認識を得る効果があった。</p> <p>DV世帯が抱える潜在的リスクを想定して、DV被害の相談窓口に加え、児童相談所虐待対応ダイヤルを併せて掲載する等、効果的に広報を行った。</p> <p>心理ケアが必要な児童への対応については、具体的な事案発生時に即座に対応できるよう、関係部局・団体による具体的な事例に即した課題の洗い出しが必要。</p>	<p>令和3年度実施事業については、継続して取り組んでいく。</p> <p>心理ケアが必要な児童への対応については、発生しうる事案を想定し、DV被害相談担当部局、児童相談所と関係団体が連携してより具体的にシミュレーションを行っていく。また、そこでの検討を踏まえて事案発生時に適切に対応する。</p>	<p>III</p> <p>II</p>	<p>市) 男女共同参画室 子) 児童相談所</p>

検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた令和3年度の実績結果と令和4年度の実績内容

資料1

検証報告書における提言

7 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

① 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

【取組区分】

到達目標を踏まえた令和4年度以降の実績の方向性

I：新たな取組を実施していく項目

II：現在の取組を拡充していく項目

III：現在の取組を継続する項目

取組方針		取組の到達目標	令和3年度の実績とその結果	継続すべきよかった点、改善すべき点	令和4年度の実績	取組区分	担当部
①	ア	過去の検証報告書における提言を踏まえた児童虐待防止対策の進捗管理や検証を行う。	○本事業から得た教訓を風化させないために、定期的な振り返りや外部の目も入れた点検と評価を継続的に実施する体制が整っている。	児童虐待防止対策推進本部会議を年2回開催し、検証報告書の提言に対する取組状況について自己評価を行った。	児童虐待防止対策推進本部会議を通して、本部長である市長のリーダーシップのもと、各局区の虐待防止に関する取組を全庁横断的に確認しながら、更なる取組を発展させる機会となっているため、今後も継続して実施していく必要がある。	III	子) 子ども育成部
				検証報告書の提言に対する札幌市の取組内容と自己評価について、有識者による外部評価を実施した。	評価報告書では、「外部の専門家と札幌市職員が協働で継続的に点検・評価を行い、取組の方向性を確認すべき」と指摘されており、今後の評価の枠組みについて検討が必要である。		